東海 27 第 599 号
平成 27 年 10 月 20 日

支　部　長　　殿

東海税理士会
会長　　太　田　直　樹
＜公印省略＞

山村における税制優遇措置について（周知依頼）

平成 27 年度税制改正により拡充された山村向けの税制優遇措置について、農林水産省から別紙のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴支部におかれましても、会員方にご周知くださるようお願い申し上げます。

【周知方法】※各支部のご事情に合わせ、より効果的な方法をお選び下さい。

〇ホームページによる周知の場合

以下の URL にリンク設定をしてください。

「振興山村における税制優遇措置」

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html#zeisei

〇会報による周知の場合

別紙の PR 原稿を掲載してください。

〇資料配布による周知の場合

上記農水省 HP の「対象地域早見表」をご覧の上、地域別の資料（「対象となる税制優遇措置の内容」からリンク）を該当地域の支部に配布してください。

なお、地域ごとに利用可能な制度が異なりますので、他の地域用の資料と間違えないようご注意ください。